

箕面市いじめ防止対策推進協議会条例施行規則

制定 平成二十七年三月三十一日箕面市教育委員会規則第十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市いじめ防止対策推進協議会条例（平成二十七年箕面市条例第四号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(任期の特例)

第二条 補欠の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

3 条例第三条第一項第四号に該当する者として任命された委員等がその職を失った場合は、委員等の職を失う。

(会長)

第三条 箕面市いじめ防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第四条 協議会に次に掲げる部会を置く。

一 いじめ問題等調整部会

二 重大事態調査部会

2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する者のうち会長が指名するものをこれに充てる。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する者のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第五条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、会議に出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事に準用する。

(会議の非公開の基準)

第六条 協議会及び部会の会議の内容が条例第二条第一項第二号から第四号に掲げる事項を調査審議する場合及び附属機関の会議の非公開の基準を定める規則（平成九年箕面市規則第二十五号）第二条に定める基準に該当する場合は、会議は非公開とする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(招集の特例)

- 2 会長及びその職務を代理する委員が委員の任期満了等により不在の場

合における協議会の会議の招集は、箕面市教育委員会教育長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、箕面市教育委員会教育長が定めることができる。